

試験合格者の活動領域拡大のためのアクションプランの再改訂

1. 中小監査法人における有期雇用等による監査業務の補助に係る枠組みの整備

- ・中小監査法人において、合格者を有期雇用し、又は業務委託契約を締結して、監査業務の補助を行わせる枠組みを整備

2. 経済界における合格者の更なる採用の呼びかけ

- ・経済団体や証券取引所の協力を得て、PRチラシの配布や、EDINETや各種団体のサイトのトップページへの掲載を通じ、経済界に対し、有期雇用やコンサルティング会社等において財務分析に関する事務を行う場合であっても資格取得が可能であることを周知し、合格者のさらなる採用を呼びかけ
- ・併せて、証券取引所の協力を得て各企業に対してアンケートを実施し、合格者の採用実態等を把握

3. 実務従事の対象の拡充

- ・資格取得の要件となる実務従事の対象を、開示会社、開示会社及び資本(出資)金5億円以上の法人の連結子会社(海外の子会社も含む)において財務分析に関する事務を行う場合や、国及び地方公共団体において検査等以外の実務(財務分析)を行う場合にも拡大
- ・実務に従事する場合の雇用形態について、正職員以外の場合も排除されないことを明確化

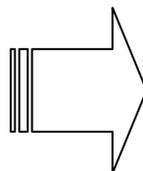
公認会計士試験合格者に係る実務経験の範囲の見直し

公認会計士試験合格者が資格を取得しやすい環境を整備するため、政令・内閣府令の改正を検討(来年4月を目途に実施)

(注) 現行、監査業務の補助だけでなく、一般の法人等において2年間の実務経験を踏む場合も、資格取得が可能

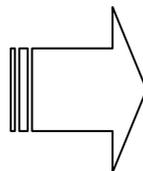
1. 実務経験の対象の拡充

現行は、資本金5億円以上の法人において実務経験を踏む必要



資本金5億円未満の開示会社や、開示会社の連結子会社(海外子会社を含む)も対象に

現行は、国・地方公共団体における実務経験の場合、検査・監査事務を行う必要



国・地方公共団体において財務分析に関する事務を行う場合も対象に

2. 正職員以外の雇用形態での実務経験が排除されないことの明確化